

家族を殺された  
犯罪被害者遺族

● ● ●

・・・・・ ハンブリック・ライター 水谷竹秀

# 「海外では解明のケースも!」 と「未解決事件」と「DNA検査」

## 番外編

玄関のたたきの中央部に、黒い血痕でできた靴跡が幾重にもこびりついている。

「全部犯人の靴跡です」

指差しながら、高羽悟さ

人権が幅を利かす日本では、犯人のDNAから得た情報すら保護され、検査に充分に活用できない。殺人犯は陰でほくそ笑み、家族を殺された遺族は歯噛みする……。犯罪被害者遺族のその後を追った連載の締めくくりとして、未解決事件とDNA検査について考察する。

ん(66)が言った。

靴跡の中には、微かに

「4・0」という数字も見

える。靴底の「24・0」と

いうサイズ表記がかされて

残っているのだ。

「事件発生から2~3年は、

つて、積極的に公開してきました」

高羽さんは、昨年末の本

誌の短期集中連載『犯罪

被害者遺族』という人生

者の調査により、犯人の血

痕だということが分かり、

青天の霹靂というか……。

警察にも確認しました。そ

れからは、メディアにこの

現場を報道してもらえば、

犯人にとって多少のプレ

ッシャーになるだろうと思

る失血。目撃情報などから、

逃走した犯人は女性で、当

時の年齢は40~50歳、身長

は160センチぐらい、血

液型はB型だった。

現在も犯人は捕まっています。

発生から24年目に入った

1999年11月13日、

愛知県名古屋市西区にある

自宅アパートで、妻の奈美

子さん(32)=当時=が殺害

された。死因は、刃物で首

を数カ所刺されたことによ

り、いつかは解約しようと「引

き際」について考えていた。



鑑定研究機関、法科学鑑定研究所の山崎昭所長も別の視点から、似顔絵の精度には慎重な見解だ。

「日本人を含むアジア人はつぱりとした顔で特徴がない。彫りの深いはつきりした顔立ちの欧米人とは異なり、区別がつきにくい。犯人を割り出せるほど精度の高い似顔絵が果たしてどれくらい可能なのか。一歩間違えば誤認逮捕に繋がる可能性もあります。とはいえ、科学の進歩は有効活用されるべきです」

専門家から相次ぐこうした懸念も障壁になつているのか、警察庁刑事局犯罪鑑識官は、DNA似顔絵検査の実施については否定した。

「DNA型鑑定は、身体的特徴に関する情報を含まない部分を利用して行われているため、被疑者の似顔絵は作成できない」

だが遺族にとっては、海外での成功例がある以上、おいそれと引き下がるわけにはいかないだろう。

原則、遺族であつても捜査の進捗状況は知らされな

い。事件発生から10年、20年と「無風」のまま時が経てば、風化への恐れとともに「本当に捜査をしているのか」という不信感すら抱いてしまう。だから高羽さんのように「自分でDNAサンプルを米国や中国に持ち込みたい」と、遺族は薦めよう。

「自分ではDNAをも擱むような思いに駆られるのだ。」と、遺族は薦めよう。

似顔絵の作成以外で、米国で実施されている犯人の特定方法には、「遺伝子系図」を用いたものがある。これによつて1970年代半ばにか代半ばから80年代半ばにかけて、風化の影響でDNAサンプルを提供した。

## 玄関に現れた捜査員

DNA情報をさらに活用した捜査の可能性」。そ

れを日本で追求するには、法的問題をクリアにする必要があるとみられる。なぜなら日本には現在、DNAサンプルの採取や鑑定、データベース運用の規則を定めた単独の法律がないため

だ。

警察庁は、「刑事訴訟法や個人情報の保護に関する法

律等に基づいて実施している

13人を殺害し、約50人に性的暴行を加えた連続殺人犯の逮捕に成功した。発生から実際に約40年ぶりだった。

具体的には次のようなり方だ。捜査当局は、商用のDNAデータベースサイトに犯人のDNA情報を登録し、サイトの機能で三兄弟らを特定。そこから1800年代まで遡った1000人規模の家系図を作成し、犯人の推定年齢、身長などの情報を頼りに家系図を辿り、最終的に突き止めたのだ。

事件の関係で来ました」と説明する。しかし、被疑者からのDNAサンプルの採取に関しては、任意であつても違法と考えられる場合がある。DNA型鑑定の取り扱いに関する国家公安委員会の規則や警察庁の通達も出されてはいるが、法的縛りはない。つまりDNA検査に関する法的根拠が曖昧なのだ。

「任意ですか？」

「任意ですか？」

小林順子さんは、1996年9月、東京都葛飾区の自宅で殺害された。小林順子さんは、当時21歳。彼女は、同じ外語学部英語学科に通い、同じゼミに進んだが、彼女が2年先輩だったために面識はなかつた。とはいってこの経験の共通項により、採取の対象になつたとみられる。私は試しに尋ねた。

「任意」とはいえ、半ば強制でも構いませんか？」

サンプルの提供を了承した。捜査員は採取キットを取り出し、綿棒で私の口腔内からサンプルを採取した。

「任意」とはいえ、半ば強制ではないだろうか。「事件には関係ない」「何に使われるか不安だ」と断りたい

人にとつては、個人の自由やプライバシーを侵害され

たに等しい。そもそも採取の対象者をどのように絞り

けて米カリフォルニア州で13人を殺害し、約50人に性的暴行を加えた連続殺人犯の逮捕に成功した。発生から実際に約40年ぶりだった。

具体的には次のようなり方だ。捜査当局は、商用のDNAデータベースサイトに犯人のDNA情報を登録し、サイトの機能で三兄弟らを特定。そこから1800年代まで遡った1000人規模の家系図を作成し、犯人の推定年齢、身長などの情報を頼りに家系図を辿り、最終的に突き止めたのだ。

事件の関係で来ました」と説明する。しかし、被疑者からのDNAサンプルの採取に関しては、任意であつても違法と考えられる場合がある。DNA型鑑定の取り扱いに関する国家公安委員会の規則や警察庁の通達も出されてはいるが、法的縛りはない。つまりDNA検査に関する法的根拠が曖昧なのだ。

「任意ですか？」

「任意ですか？」

小林順子さんは、当時21歳。彼女は、同じ外語学部英語学科に通い、同じゼミに進んだが、彼女が2年先輩だったために面識はなかつた。とはいってこの経験の共通項により、採取の対象になつたとみられる。私は試しに尋ねた。

「任意」とはいえ、半ば強制でも構いませんか？」

サンプルの提供を了承した。捜査員は採取キットを取り出し、綿棒で私の口腔内からサンプルを採取した。

「任意」とはいえ、半ば強制ではないだろうか。「事件には関係ない」「何に使われるか不安だ」と断りたい

人にとつては、個人の自由やプライバシーを侵害され

たに等しい。そもそも採取の対象者をどのように絞り





「私が元気なうちに」と願う富澤さん

週刊新潮

込むのか。

明確に定める法律がないまま、警察はDNAサンプルの採取、鑑定を行っているのだ。しかもそれは先進国の一歩遅れの「常識」から外れている。

DNA型鑑定やデータベース運用の法制化をめぐって議論されたことがある。データベースが運用され始めた05年、参議院内閣委員会で取り上げられた。同時期

警察庁は「DNA型データベースに関する有識者会議」を発足させており、そのメンバーだった東京大学教養学部の米本昌平客員教

国家公安委員長主催で、10年から12年に開催された有識者研究会でも法制化は議論の対象になつたが、「検討を続ける」に留まり、その後は主だつた動きはみられない。警察庁は現在、消極的なのか。  
同庁が説明する。

認識している やはりDNA情報は、従来通りデータベースの運用に留まり、犯罪捜査へのこれ以上の活用は期待できないのか。

たしかに、被疑者のDNA情報の活用には人権上の課題が残るのかもしれない。

宙の会の特別参与で、捜査本部がある警視庁成城署元署長の土田猛氏は、「会の活動の中でも、ルーツに関する情報を掲載したチラシ」を配布してきた。ところが、捜査本部からは、「(警察が)発表しているのではなく、メディアに)漏れた情報だから、掲載は控えてほしい」と

ど何の進歩もないようには感じます。なるべく元気で頭がはつきりしているうちに、なぜこういう事件が起きたのか知りたいです」

私が生きている間に解決できるのか——。宮澤さん、そして高羽さんら未解決状態が長引く事件遺族に共通

「DNAは究極の個人情報  
なので、その収集とデータ  
ベース化に関しては明確な  
法的根拠が必要です。犯罪  
捜査の過程で警察は、犯罪  
に関与していない人のDNA  
Aサンプルも収集する可能  
性があるからです」

当時の警察庁は法制化に  
前向きに見えたというが、  
進まなかつた。その理由に

「犯罪捜査のための通信傍受法（盗聴法）」が1999年に成立した時のことです。法制審議会で、日弁連（日本弁護士連合会）系委員から指摘で警察の権限が徹底的に縮小され、使いにくい法律になってしまった。

警察は、こういう骨折り損のような法案作成はしたくないと法制化を先送りしたのではないか」「

田谷一家4人殺害事件の遺族、宮澤節子さんは現在、91歳だ。

現場の家からは多くの遺留品に加え、犯人の指紋、そしてDNAも検出されている。血液型はA型で、犯人のルーツは父系が「日本人」や中国、韓国を含む東アジアア、「母系が「アドリア海周辺の南欧系民族」の可能

と改めて証憶を喚起しても  
らわない」と呼びかける意味  
がない。DNA検査の法制  
化を進め、もつと犯罪検査  
に活用してほしい」

「そしてこう語気を強めた。  
「節子さんも91歳だから時  
間との勝負なんです」

年々、体の衰えを実感す  
るという宮澤さん。昨年暮  
れに現場近くで開かれた、  
事件解決を願う集会で、素

「DNA型鑑定の検査への活用について、様々な意見があることは承知しているが、DNA型鑑定の活用・運用は関係法令に基づいて適正に行われており、新たに立法措置を講すべき特段の事情は生じていないと

A情報の活用には人権上の課題が残るのかもしれない。しかし一方で、手を<sup>こまね</sup>掛け、事件が解決されないために大きく損なわれるものがある現実から、日本社会は目を背けていないか。それは被害者、そして犯罪被害者遺族の人権である。

「たとえ漏れた情報だとし  
ても、事実なら掲載した方  
が良い。犯人が日本人なの  
か、あるいはハーフの可能  
性があるのかで情報提供の  
求め方も変わってくるから  
だ。とつかりになる情報  
発表しているのではなく、メ  
ディアに)漏れた情報だか  
ら掲載は控えてほしい」と  
の忠告を受けた。

できるのか——。宮澤さん、そして高羽さんら未解決状態が長引く事件遺族に共通する切迫した思いだ。

警察の捜査が遅々として進まず、高羽さんがDNAサンプルを持って米国の空港に降り立つ——。その時、警察が、いや誰が高羽さんを責めることができるだろ

うか。

授は、法制化の必要性についてこう説く。

ついて、米本教授が続ける  
「犯罪捜査のための通信傍  
受法（盗聴法）が1999

けることはできない。2000年12月末に発生した世田谷一家4人殺害事件の遺

を提供し、「そういうえば、」と改めて記憶を喚起してもらわないと呼びかける意味